### 小規模個人再生による再生計画取消

**平成２１年（再イ）第７１６号**

福岡市博多区博多駅前１丁目18番１―1410号
再生債務者　横山　舞亜
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成22年３月17日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成27年３月19日
福岡地方裁判所第４民事部

### 小規模個人再生による再生手続廃止

**平成２６年（再イ）第２０９号**

福岡市南区井尻１丁目27番10号
再生債務者　高城　和幸
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成27年３月18日
福岡地方裁判所第４民事部

### 小規模個人再生による変更再生計画認可

**平成２４年（再イ）第１０４号**

京都府城陽市寺田垣内後24番地の14
再生債務者　南運送こと　南本　浩幸
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月18日
京都地方裁判所第５民事部

### 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２７年（再ロ）第２号**

岐阜県本巣郡北方町高屋条里１丁目50番地の２
再生債務者　小林　一三
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年４月13日まで
4　一般異議申述期間　平成27年４月27日から平成27年５月７日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（再ロ）第２号**

仙台市宮城野区宮千代１丁目５番地の４　ホワイトキャッスル宮千代ビレジＢ205
再生債務者　寒河江信裕
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年４月17日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月１日から平成27年５月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部

### 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２６年（再ロ）第１２号**

福岡市早良区西新１－４―24
再生債務者　水嶋　勇樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年４月６日まで
平成27年３月16日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（再ロ）第８号**

新潟市中央区女池６丁目14番20号
再生債務者　丸山　貴昭
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年４月13日まで
平成27年３月23日　新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（再ロ）第１号**

鹿児島県鹿児島市武岡４丁目１番14号
再生債務者　東　重久
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年４月17日まで
平成27年３月20日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

**平成２６年（再ロ）第１号**

山口県下松市南花岡７丁目２番18号　グランジュテ弐番館202号
再生債務者　上原　尚之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年４月20日まで
平成27年３月23日　山口地方裁判所周南支部

### 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２６年（再ロ）第５号**

沖縄県那覇市字安謝247番地６
再生債務者　渡慶次美奈子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月19日
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（再ロ）第３号**

岩手県遠野市宮守町下宮守40地割130番地２
再生債務者　多田　涼
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月23日
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２６年（再ロ）第２０号**

横浜市磯子区洋光台５丁目６番20―702号
再生債務者　佐々布英樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月23日
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（再ロ）第１号**

愛知県蒲郡市神ノ郷町冷越２番地３
再生債務者　清野　泰幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月23日
名古屋地方裁判所豊橋支部

### 給与所得者等再生による再生手続廃止

**平成２７年（再ロ）第１号**

岐阜県本巣市下福島239番地１
再生債務者　細野　龍弘
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成27年３月23日　岐阜地方裁判所

### 給与所得者等再生による変更再生計画認可

**平成２４年（再ロ）第１２号**

京都府城陽市寺田垣内後24番地の14
再生債務者　南本　順子
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月16日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月18日
京都地方裁判所第５民事部

## 都市計画事業変更公告

**機構公告第56号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。
平成27年３月31日
独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長　石川　裕己
1．都市計画事業の種類及び名称　横浜国際港都建設都市高速鉄道事業第６号相鉄・ＪＲ直通線
2．施行者の名称　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
3．事務所の所在地　神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地１
4．事業地の所在　神奈川県横浜市保土ケ谷区西谷町及び東川島町並びに神奈川区羽沢南二丁目、羽沢南三丁目、羽沢町字長谷、羽沢町字聖天及び羽沢町字天屋地内
5．事業施行期間
（旧）自　平成24年２月20日
至　平成27年３月31日
（新）自　平成24年２月20日
至　平成32年３月31日